二　対象役員及び対象従業員等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項 三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項 四　対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項 五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項 3‖　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項 二　特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証、採用時一時金及び割増退職金（当該事業年度において商工組合中央金庫又はその他主要な連結子法人等の都合により退職した対象役員又は対象従業員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乗せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項 三　繰延報酬等に関する事項 4‖　前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。	［項を加える。］
（別紙様式） ［別紙］	［別紙様式を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

［**（別紙様式）**　別紙］

（第一面）

（単位：人、百万円）

ＲＥＭ１：当該事業年度に割り当てられた報酬等			
項番		イ	ロ
		対象役員	対象従業員等
1	対象役員及び対象従業員等の数		
2	固定報酬の総額（３＋５＋７）		
3	うち、現金報酬額		
4	３のうち、繰延額		
5	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額		
6	５のうち、繰延額		
7	うち、その他報酬額		
8	７のうち、繰延額		
9	対象役員及び対象従業員等の数		
10	変動報酬の総額（11＋13＋15）		
11	うち、現金報酬額		
12	11のうち、繰延額		
13	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額		
14	13のうち、繰延額		
15	うち、その他報酬額		
16	15のうち、繰延額		
17	対象役員及び対象従業員等の数		
18	退職慰労金の総額		
19	うち、繰延額		
20	対象役員及び対象従業員等の数		
21	その他の報酬の総額		
22	うち、繰延額		
23	報酬等の総額（２＋10＋18＋21）		

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（以下「報酬告示」という。）において使用する用語の例によるものとする。

a　項番７「固定報酬の総額　うち、その他報酬額」の項、項番15「変動報酬の総額　うち、その他報酬額」の項及び項番21「その他の報酬の総額」の項については、必要に応じて説明を付すこと。

b　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。